

議案第 8 号

藤岡市国民健康保険条例の一部改正について

藤岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

平成30年2月27日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「この市が行う国民健康保険」を「この市が行う国民健康保険の事務」に、「第2条・」を「第1条の2一」に、「～第9条」を「一第9条」に、「～第15条」を「一第15条」に改める。

「第1章 この市が行う国民健康保険」を「第1章 この市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出しを削り、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章中第2条の前に次の1条を加える。

（設置）

第1条の2 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条の見出しを「（委員の定数）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、「次の各号に」の次に「掲げる区分に応じ、当該各号に」を加える。

第3条中「条例」を「前2条」に改める。

第4条の2を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第8条中「これを」を削る。

第10条の見出しを削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。